

松戸市下水道事業における水の官民連携（ウォーターPPP）導入に向けたマーケットサウンディング調査へのご協力をお願い

令和8年8月3日

平素より松戸市の下水道事業に、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

松戸市では、老朽化が進行する下水道施設の維持管理・改築需要の増大や、将来的な事業運営体制の確保を見据え、持続可能な下水道事業の実現に向けた官民連携の強化を検討しています。現在、管路施設は令和4年度から、処理場等施設は令和6年度から包括的民間委託を導入し、民間事業者の皆様の技術力やノウハウを活用した効率的な事業運営に取り組んでいます。このような中、国が推進する官民連携手法である「水の官民連携（ウォーターPPP）」についても、本市において導入の検討を進めています。

本調査は、民間事業者の皆様の参画意向や実施体制、事業化にあたっての課題、ご意見等を把握し、今後の事業スキーム等の検討に活用することを目的として実施するものです。なお、ご回答いただいた内容は本調査の目的以外には使用せず、企業名と回答内容を関連付けて公表することはありません。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本市下水道事業の将来を見据えた検討であり、皆様から頂いたご意見を踏まえ実現性の高い事業スキーム等の構築を進めてまいりたく、率直なご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

松戸市建設部下水道維持課

(1) 調査体制

本調査は、下記の体制で実施しています。

- 調査主体 : 松戸市建設部下水道維持課
 - 調査支援機関: 株式会社日水コン 松戸市 WPPP マーケットサウンディング担当
- 調査内容に関する問い合わせ先及び回答送付先は、次のメールアドレス宛に
お願いします: WPPP-matsudo@nissuicon.co.jp

(2) 松戸市下水道の施設概要

松戸市下水道の施設概要を表 1、図 1 に示します。

表 1 松戸市下水道の施設概要 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

本市の包括的 民間委託業務	施設概要	数量
管路施設	・金ヶ作平処理区(合流) : 昭和 35 年度供用開始 ・江戸川左岸処理区(分流) : 昭和 60 年度供用開始 ・手賀沼処理区(分流) : 昭和 62 年度供用開始	・污水管: 1,134 km ・雨水管: 282 km ・合流管: 37 km
処理場等施設	金ヶ作終末処理場(合流) : 昭和 35 年度供用開始 〔処理方式: 標準活性汚泥法、処理能力: 晴天時平均 8,560 m ³ /日〕	1 箇所
	雨水ポンプ場 小山ポンプ場〔揚水能力: 506.7 m ³ /分〕: 昭和 46 年度運転開始	1 箇所
	污水中継ポンプ場 ・新松戸中継ポンプ場〔揚水能力: 8.0 m ³ /分〕: 昭和 52 年度運転開始 ・幸谷ポンプ場〔揚水能力: 7.4 m ³ /分〕: 平成 2 年度運転開始	2 箇所
	マンホールポンプ	104 箇所
	地域排水ポンプ ※雨水用のマンホールポンプ	69 箇所
	貯留施設 ・小金原鉄塔線下水道貯留池〔容量: 5,000 m ³ 〕: 昭和 62 年度運転開始 ・常盤平雨水貯留池〔容量: 5,700 m ³ 〕: 平成 6 年度運転開始	2 箇所

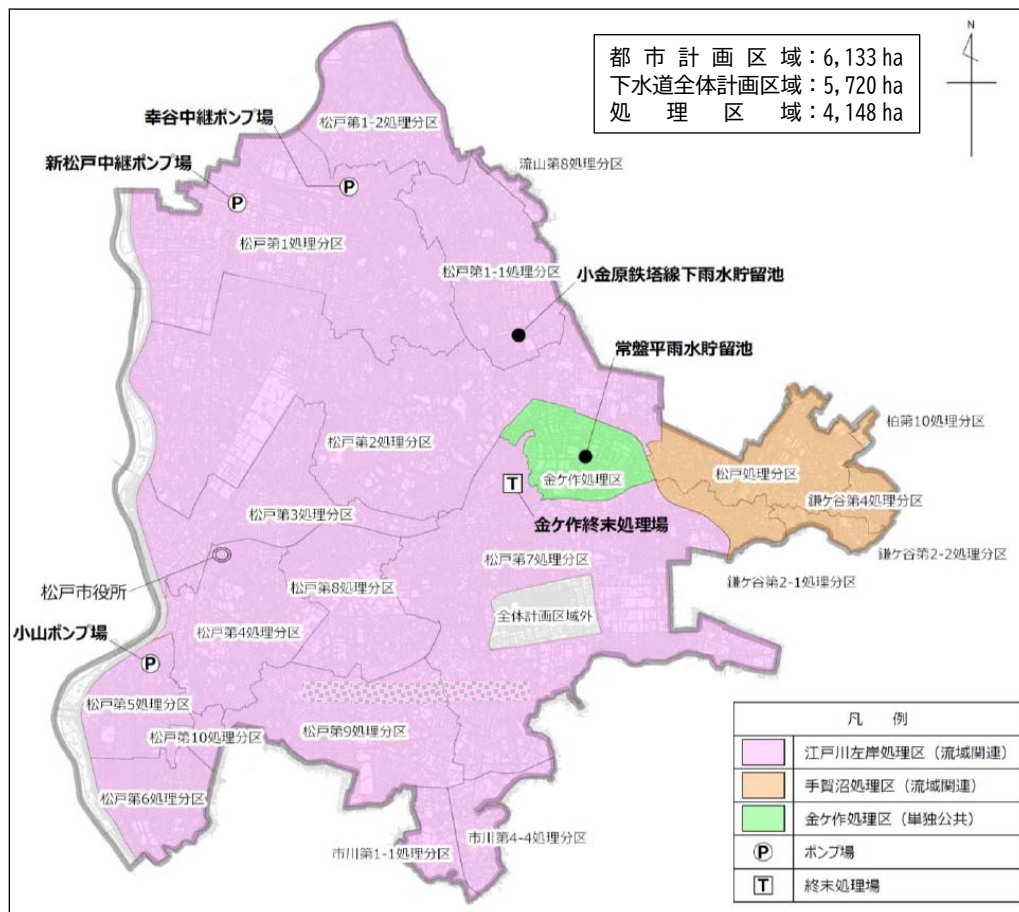


図 1 下水道計画区域及び施設位置図

(3) ウォーターPPPについて

① PPP

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の維持管理、建設、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な手法があります。

現在、松戸市では、下記の包括的民間委託を実施しています。

- 令和4年度～：管路施設を対象とした包括的民間委託
- 令和6年度～：処理場等施設を対象とした包括的民間委託

＜各PPP/PFI手法における一般的な官民の役割分担のイメージ＞

PPP/PFI手法		定義	事業期間	一般的な ・保守点検 ・運転管理	薬品等 調達	補修・修繕	建設・設計・ 改築	資金調達	料金収受	計画策定	合意形成・ 政策決定	公権力 行使
包括的 民間委託	処理場・ ポンプ場	性能発注方式であることに加え、かつ、複数 年契約であることを基本とする方式。	3～5 年	レベル1 レベル2 レベル3	民間					公共		
	管路	「管路管理に係る複数業務をパッケージ化し、 複数年契約」にて実施している方式。	3～5 年	民間								
指定管理者制度		強制徴収等の公権力の行使を除く運転、維持 管理、補修、清掃等の事実行為を含む公共 施設の管理を民間事業者に委託する方式。	3～5 年	民間						公共		
DBO方式		公共が資金調達し、施設の設計・建設、運営 を民間が一体的に実施する方式。	20 年	民間						公共		
PFI(従来型)		民間が資金調達し、施設の設計・建設、運営 を民間が一体的に実施する方式のうち、PFI (コンセッション方式)を除くもの。	20 年	民間						公共		
PFI(コンセッション 方式)		利用料金の徴収を行う公共施設等について、 施設の所有権を地方公共団体が有したまま、 運営権を民間事業者に設定する方式。	20 年			民間					公共	

＜処理場・ポンプ場の包括的民間委託におけるレベル＞

※民間の事業範囲となる部分については、性能発注を基本とする。

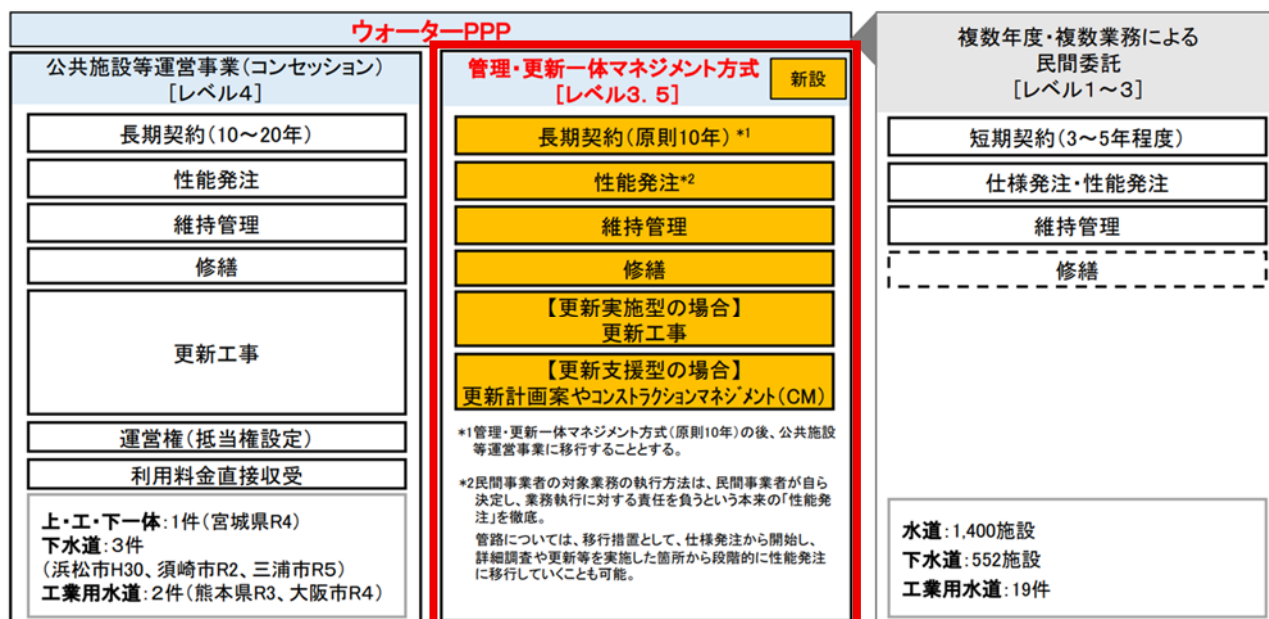
レベル1：運転管理の性能発注 レベル2：運転管理とユーティリティ管理を併せた性能発注 レベル3：レベル2に加え、補修と併せた性能発注

② 国の動向

第19回民間資金等活用事業推進会議（令和5年6月2日）において決定された「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」で、新たな官民連携方式として「ウォーターPPP」の活用が位置付けられました。

水道、下水道、工業用水道分野について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（令和4～13年度）において、公共施設等運営事業（コンセッション方式：レベル4）に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）と公共施設等運営事業（コンセッション方式：レベル4）をあわせて「ウォーターPPP」として導入拡大が図られています。

下水道分野では、令和9年度以降、**污水管の改築に関わる国費支援に関して、ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件化**（緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除く）されています。



③ ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）

ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）では、民間事業者の技術力やノウハウを最大限活用しながら、効率的かつ持続的な事業運営を実現するため、次の**4つの要件**が定められています。

①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

（性能規定の例）・処理施設：処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設：適切に保守点検を実施すること（人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。）

③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。（更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。）

（プロフィットシェア*1の例）

①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする*2。

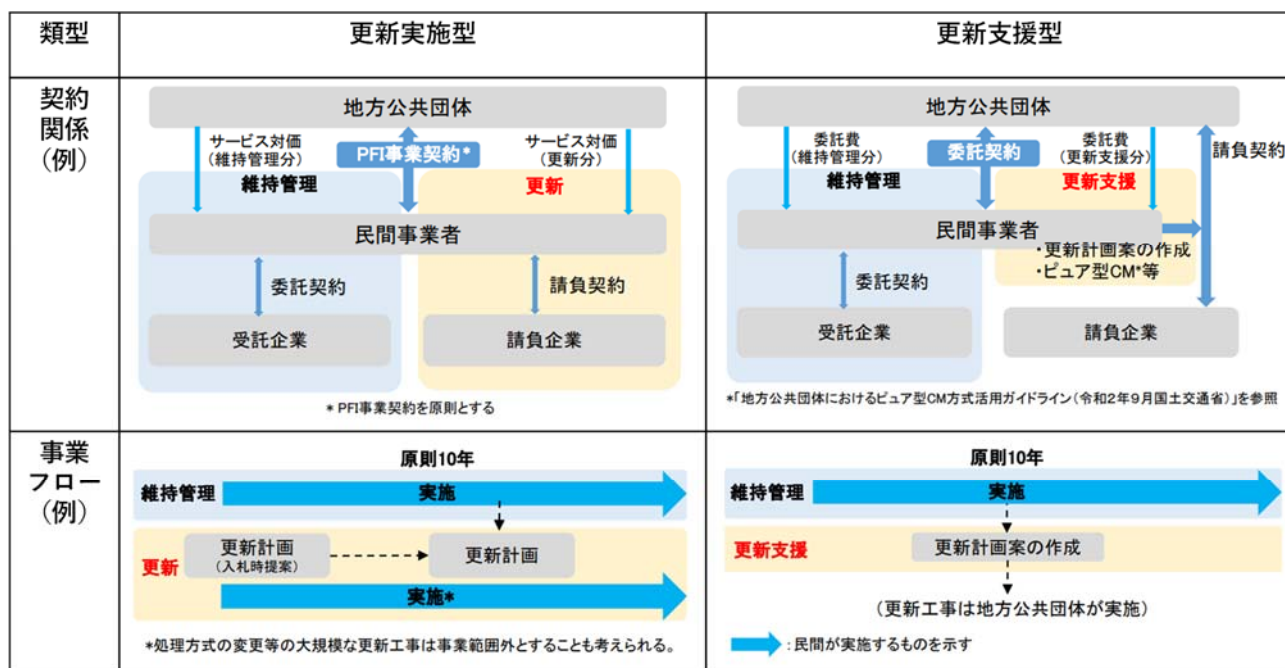
ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)	プロフィット シェア	官	民
①	2削減		2		1	1
②		2削減	2		1	1

*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

④ ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）の類型

ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）は、維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」があります。

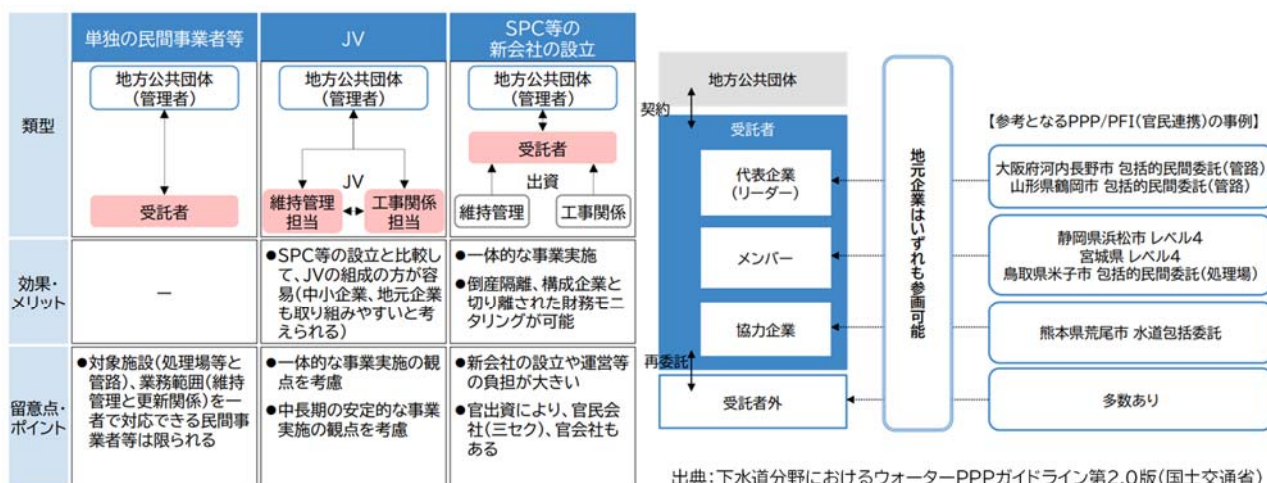


出典：ウォーターPPPの概要（内閣府HP）

⑤ ウォーターPPPの受託体制

ウォーターPPPの受託体制としては、単独（1社）、JV（複数社）、SPC（複数社）といった体制が考えられます。地元企業はいずれの体制でも参画が想定されます。また、JVやSPCの構成員とはならずJVやSPCから再委託を受けるかたちで業務に携わる場合も想定されます。

現在、松戸市の包括的民間委託は、管路施設がJV（複数社）、処理場等施設が単独（1社）で実施しています。



出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（国土交通省）

- ※JV（共同企業体）：企業が単独で受注及び事業を行うのではなく、複数の企業がひとつの業務を受注及び事業を行うことを目的として形成する事業組織体のこと。
- ※SPC（特別目的会社）：ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。PFIでは提案グループが新会社を設立して建設・運営・管理にあたることが多い。